

番号	職名	募集人員	報酬月額(参考)	業務内容など	勤務場所	応募資格	応募・問合先
59	行政事務嘱託員(Ⅰ種)	1人	124,300円	住民票・戸籍・印鑑証明などの窓口業務	祁答院支所地域振興課	■パソコン操作が可能	祁答院支所地域振興課 市民生活グループ ☎(55)1111(内線321)
60	保健師業務嘱託員	1人	200,000円	祁答院地域の母子・成人・高齢者などの保健指導に関する事、各種健診に関する業務	祁答院支所地域振興課	■保健師の資格 ■普通自動車運転免許	祁答院支所地域振興課 健康福祉グループ ☎(55)1111(内線332)
61	行政事務嘱託員(Ⅱ種)	1人	131,900円	登記承諾交渉および分筆、抵当権抹消、所有権移転などの登記事務に関する業務	祁答院支所地域振興課	■登記事務経験者 ■普通自動車運転免許 ■パソコン操作が可能	祁答院支所地域振興課 建設グループ ☎(55)1111(内線410)
62	道路維持補修等業務嘱託員	1人	151,500円	舗装道路のポケット補修、崩土処理、路肩の草木などの伐採、側溝のしゅんせつなど	祁答院支所地域振興課	■普通自動車運転免許	祁答院支所地域振興課 建設グループ ☎(55)1111(内線410)
63	行政事務嘱託員(Ⅰ種)	1人	124,300円	司書補業務に関する事、社会教育指導業務、地域公民館業務	図書館 祁答院分館	■普通自動車運転免許 ■パソコン操作が可能	中央図書館 図書館グループ ☎(22)3542

▼里・上甕・下甕・鹿島地域

番号	職名	募集人員	報酬月額(参考)	業務内容など	勤務場所	応募資格	応募・問合先
64	水産専門員	1人	有資格者 212,300円 その他 157,500円	漁家の技術および経営指導、漁業集落活動の支援、漁業後継者育成に関する事、その他甕島の水産振興に関する業務	里・上甕地区(地域振興課)	■水産改良普及員の資格を有するか、漁業・漁業集落活動に精通している方 ■普通自動車運転免許 ■里町、上甕町に居住している方もしくは居住可能な方	林務水産課 水産振興グループ ☎(22)8115(内線4261)
65	行政事務嘱託員(Ⅰ種)	1人	124,300円	上甕公民館各種講座の企画・立案および管理事務、その他、社会教育団体や学習グループの育成支援、さつませんだい学校応援団に関する業務、図書館上甕分館の管理運営および図書書の整理補修・貸し出し返本事務	上甕島教育課上甕地域駐在	■普通自動車運転免許 ■パソコン操作が可能 ■社会教育などに意欲がある方	上甕島教育課 ☎(3)2311(内線621)
66	行政事務嘱託員(Ⅰ種)	1人	124,300円	里公民館各種講座の企画・立案および管理事務、その他、社会教育団体や学習グループの育成支援、さつませんだい学校応援団に関する業務、図書館里分館の管理運営および図書書の整理補修・貸し出し返本事務	上甕島教育課(里支所内)	■普通自動車運転免許 ■パソコン操作が可能 ■社会教育などに意欲がある方	上甕島教育課 ☎(3)2311(内線621)
67	コミュニティ主事	1人	124,300円	地区コミュニティ協議会の支援に関する業務、地区コミュニティセンターの管理運営に関する業務	西山地区コミュニティセンター	■パソコン操作が可能 ■地域活動に意欲がある方	下甕支所地域振興課 地域振興グループ ☎(7)0311(内線111)
68	コミュニティ主事	1人	124,300円	地区コミュニティ協議会の支援に関する業務、地区コミュニティセンターの管理運営に関する業務	長浜地区コミュニティセンター	■パソコン操作が可能 ■地域活動に意欲がある方	下甕支所地域振興課 地域振興グループ ☎(7)0311(内線111)
69	行政事務嘱託員(Ⅰ種)	1人	124,300円	定時巡回移動連絡車による住民票・戸籍などの発行業務	下甕支所地域振興課	■普通自動車運転免許 ■パソコン操作が可能	下甕支所地域振興課 市民生活グループ ☎(7)0311(内線321)
70	保育業務嘱託員	1人	140,700円	保育園児の保育に関する業務 勤務時間は8時～18時の中で調整	下甕保育園	■保育士の資格 ■普通自動車運転免許	下甕支所地域振興課 健康福祉グループ ☎(7)0311(内線332)
71	水産専門員	1人	有資格者 212,300円 その他 157,500円	漁家の技術および経営指導、漁業集落活動の支援、漁業後継者育成に関する事、その他甕島の水産振興に関する業務	下甕・鹿島地区(地域振興課)	■水産改良普及員の資格を有するか、漁業・漁業集落活動に精通している方 ■普通自動車運転免許 ■下甕町、鹿島町に居住している方もしくは居住可能な方	林務水産課 水産振興グループ ☎(22)8115(内線4261)
72	道路維持補修等業務嘱託員	1人	151,500円	舗装道路のポケット補修、崩土処理、路肩の草木などの伐採、側溝のしゅんせつなど	下甕支所	■普通自動車運転免許	下甕支所地域振興課 建設水道グループ ☎(7)0311(内線521)
73	診療所看護師業務嘱託員	1人	206,500円～ 237,200円	看護師業務 月17日勤務のうち4回程度の夜間勤務(2交代制)有り	上甕診療所	■准看護師以上の資格 ■普通自動車運転免許	上甕診療所 ☎(2)0010
74	診療所管理栄養士業務嘱託員	1人	171,400円～ 200,000円	入院患者への食事管理・栄養指導	上甕診療所	■管理栄養士の資格	上甕診療所 ☎(2)0010
75	診療所窓口業務嘱託員	1人	151,500円	診療所の窓口業務	下甕手打診療所	■普通自動車運転免許 ■パソコン操作が可能	下甕手打診療所 ☎(7)0031
76	診療所看護師業務嘱託員	1人	206,500円～ 237,200円	看護師業務 月17日勤務のうち4回程度の夜間勤務(2交代制)有り	下甕手打診療所	■准看護師以上の資格 ■普通自動車運転免許	下甕手打診療所 ☎(7)0031
77	診療所看護師業務嘱託員	2人	206,500円～ 237,200円	看護師業務 月17日勤務	鹿島診療所	■准看護師以上の資格	鹿島診療所 ☎(4)2019

祁答院地域に土地を所有されている方

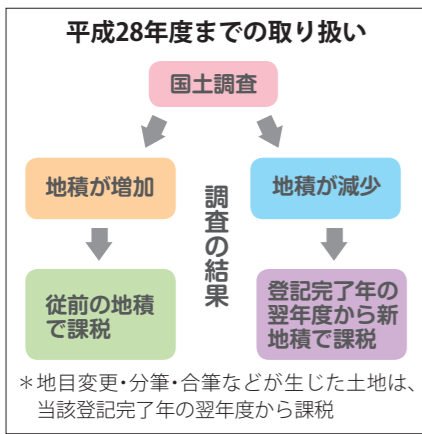
固定資産税の課税地積(面積)が変わります

〔問合先〕

▼本庁税務課土地グループ Tel(23)51111(内線2241)～2243
▼祁答院支所地域振興課地域振興グループ Tel(55)11111(内線141)

本市における固定資産税の課税地積については、国が定める固定資産評価基準に基づき、旧市町村ごとに国土調査が完了するまでは、当該市町村内の他の土地との評価の均衡を保つため、次のとおり取り扱ってきました。①国土調査後の新地積が増加した場合、国土調査前に登記されていた旧地積で課税②減少した場合、登記完了年の翌年から新地積で課税。

また、国土調査などで地目変更・分筆・合筆などがされた土地については、当該登記完了の翌年度から登記簿に登記された内容で課税してきました。



広報薩摩川内の平成28年12月10日号(26ページ)でもお知らせしたとおり、祁答院地域の国土調査事業が平成28年7月末に完了したため、平成29年度から同地域の固定資産税の課税は、一律に国土調査後の新地積で行います。国土調査後、地積が増加した土地を所有されている方は、土地の評価額が上がることで、固定資産税額も増額になることをご理解ください。

また、これまで免税点未満(土地の課税標準額の合計額が30万円未満)のために、固定資産税が発生しなかった方でも、国土調査後の新地積での算定により、課税標準額の合計額が30万円を超え、新たに固定資産税が発生する場合があります。

*同一市町村内において、一所有者が所有する固定資産税の課税標準額が30万円(土地)に満たない場合は、固定資産税を課税することができないと定められています。(地方税法第351条)

平成28年度 固定資産(土地・家屋)課税明細書(例)

区分	所在地				台帳地目・構造		台帳地積		評価額	同条件での前年度課税標準額		固定資産税相当額	
	本番	枝番	枝号	枝号	課税地目・種(用途)	課税地積・床面積	課税地積	床面積		本年度課税標準額	前年度課税標準額		
土地	祁答院町上手 1234	1	(字名)		宅地	479▲30	20	045	788	487	234	7	162
					宅地	400▲35							
土地	祁答院町上手 5678	1	(字名)		山林	12	150	970	▲00	150	000	2	100
					山林	5							

※宅地については、住宅用地に係る特例措置を適用してあります。

*平成28年度は、国土調査前の地積(課税地積)である宅地400.35㎡と山林5,000㎡で課税しています。

国土調査前の地積

平成29年度 固定資産(土地・家屋)課税明細書(例)

区分	所在地				台帳地目・構造		台帳地積		評価額	同条件での前年度課税標準額		固定資産税相当額	
	本番	枝番	枝号	枝号	課税地目・種(用途)	課税地積・床面積	課税地積	床面積		本年度課税標準額	前年度課税標準額		
土地	祁答院町上手 1234	1	(字名)		宅地	479▲30	2	449	223	511	595	9	045
					宅地	479▲30							
土地	祁答院町上手 5678	1	(字名)		山林	12	150	970	▲00	150	000	5	447
					山林	12							

※宅地については、住宅用地に係る特例措置を適用してあります。

*平成29年度は、国土調査後の地積(台帳地積)である宅地479.30㎡と山林12,970㎡で課税しています。
台帳地積=課税地積

国土調査後の地積

*上記表中、▲印は小数点を表します。